

佐賀県告示第四十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社坂井商店

佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉六三五番地一
代表取締役 坂井 末治

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
佐賀県神埼市脊振町鹿路一一九九番四一、一一九九番九九及び一一九九番

一〇〇
三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ロに掲げる最終処分場をいう。）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上五種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

平成二十一年十二月二十一日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（佐賀市城内一丁目一番五九号）

神崎市脊振総合支所市民福祉課（神崎市脊振町広滝五五八番地二）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十二年二月一日から平成二十二年三月一日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十二年三月十六日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（郵便番号八四〇―八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五九号）又は神崎市脊振総合支所市

民福祉課（郵便番号八四二―〇二九二 神崎市脊振町広滝五五八番地二）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見